

# 積立NISAの創設

## 1. 改正のポイント

### (1) 趣旨・背景

①家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額の積立・分散投資を促進するための「積立NISA」が創設される。

### (2) 内容

①積立NISAは、20歳以上の居住者等が金融機関に開設した非課税口座内に「積立NISA専用の累積投資勘定」を設定し、毎年の投資額の上限額を40万円とし、投資対象は「一定の公募等株式投資信託」に限定される。

②最長20年間、分配金・譲渡益が非課税となり、売却損が生ずる場合は、税金計算上、売却損はなかったものとみなされる(損益通算等も不可)。

③1年ごとにNISA(投資期間最長5年、投資対象は上場株式等・公募株式投資信託)と積立NISA(投資期間最長20年、投資対象は「一定の公募等株式投資信託」)どちらかを選択して適用することができる。

### (3) 適用時期

①平成30年1月1日より適用開始。

### (4) 今後の方向性

①積立NISAの創設に伴い、「NISA」、「ジュニアNISA」、「積立NISA」と複数の制度が並行することとなるが、今後、NISA全体に係る整理をし、少額からの積立・分散投資に適した制度への一本化を検討している。

## 2. 改正の趣旨・背景

平成26年より導入されたNISAは着実に普及している一方で、口座開設者のうち、20歳代～50歳代の現役世代の占める割合が半数未満にとどまっているほか、口座を開設しても一度も買付けを行っていない口座が過半数を占めているなど、現役世代への普及・定着と、口座稼働率の向上が課題となっている。

また、NISAは個人投資家の裾野を拡大し、家計の安定的な資産形成の支援と、経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ることを目的として設立されたが、積立型の投資に利用しにくい状況にある。

こうした観点から、少額からの積立・分散投資の促進を図るため、積立NISAが創設される。

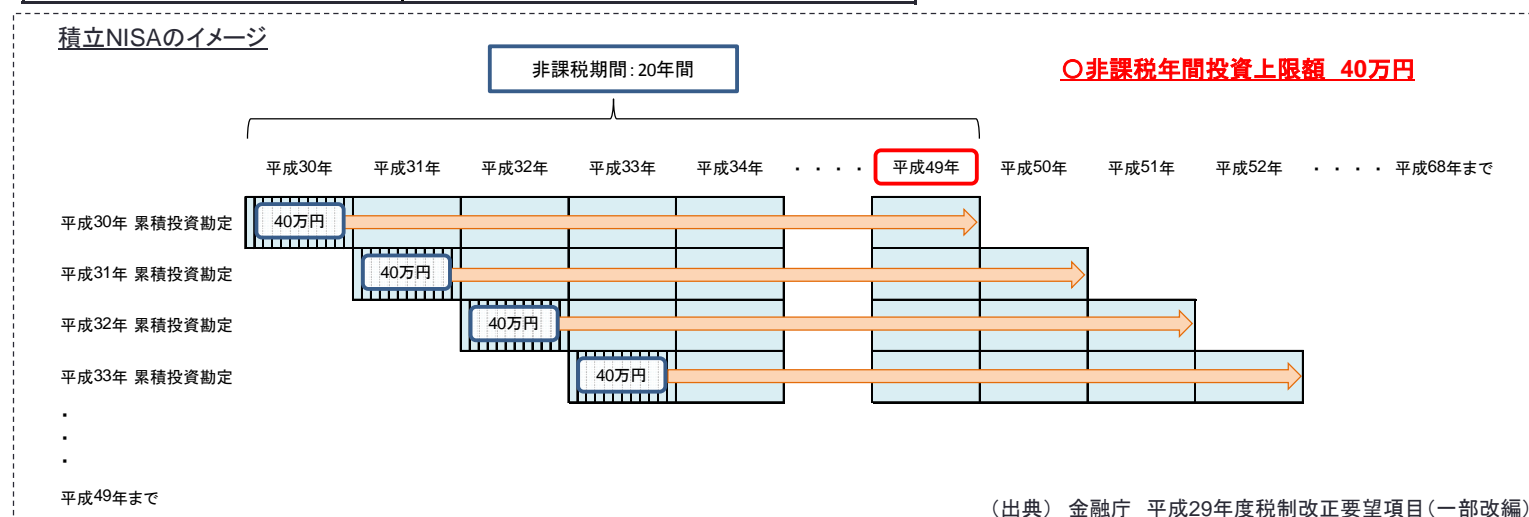
### 3. 改正の内容

#### (1) 制度の内容

積立NISAは、20歳以上の居住者等が金融機関に開設した非課税口座内に「積立NISA専用の累積投資勘定」を設定し、毎年の投資額の上限額を40万円として、その累積投資勘定で買付け等した公募等株式投資信託の分配金・譲渡益が最長20年間非課税、売却損はなかったものとする制度である。

なお、積立NISAの対象となる公募等株式投資信託は、長期・分散投資に適した一定の商品に限定される。

項目	内容
対象者	20歳以上の居住者等
非課税年間投資上限額	40万円
非課税期間	投資した年から最長20年間
口座開設期間	平成30年から平成49年
投資対象	一定の公募等株式投資信託(次ページ参照)
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資
口座の開設と勘定の設定	・非課税口座を開設 ・非課税口座内に累積投資勘定を設定



### 3. 改正の内容

#### (2) 投資対象となる「一定の公募等株式投資信託」とは

公募等株式投資信託とは、投資信託のうち、以下に掲げる要件を満たすものに限定される。

- ①その受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定にかかる受益権の募集が一定の公募により行われたもの。
- ②信託契約期間の定めがないこと又は20年以上の信託契約期間が定められていること。
- ③収益の分配は原則として信託の計算期間ごとに行うこととされており、かつ、月ごとに行うこととされていないこと。
- ④信託財産は、複数の銘柄の有価証券又は複数の種類の特定資産に対して分散投資をして運用を行い、かつ、一定の場合を除いてデリバティブ取引への投資による運用を行わないこと。
- ⑤その他一定の事項。

#### (3) 分配金の取扱い

非課税口座内に保有する公募等株式投資信託に係る分配金は非課税となる。また、分配金を再投資する場合、分配金を受け取る年の非課税枠での投資となる。

#### (4) 売却益がある場合の取扱い

非課税口座内に保有する公募等株式投資信託を非課税期間に売却して売却益が生じる場合、当該売却益は非課税となる。

#### (5) 売却損がある場合の取扱い

非課税口座内に保有する公募等株式投資信託を非課税期間に売却して売却損が生じる場合、当該売却損は、税金計算上なかったものとみなされる。したがって、一般口座又は特定口座内の他の上場株式等の譲渡益・配当との損益通算や損失の繰り越しをすることはできない。

### 3. 改正の内容

#### (6) 非課税期間終了時の取扱い

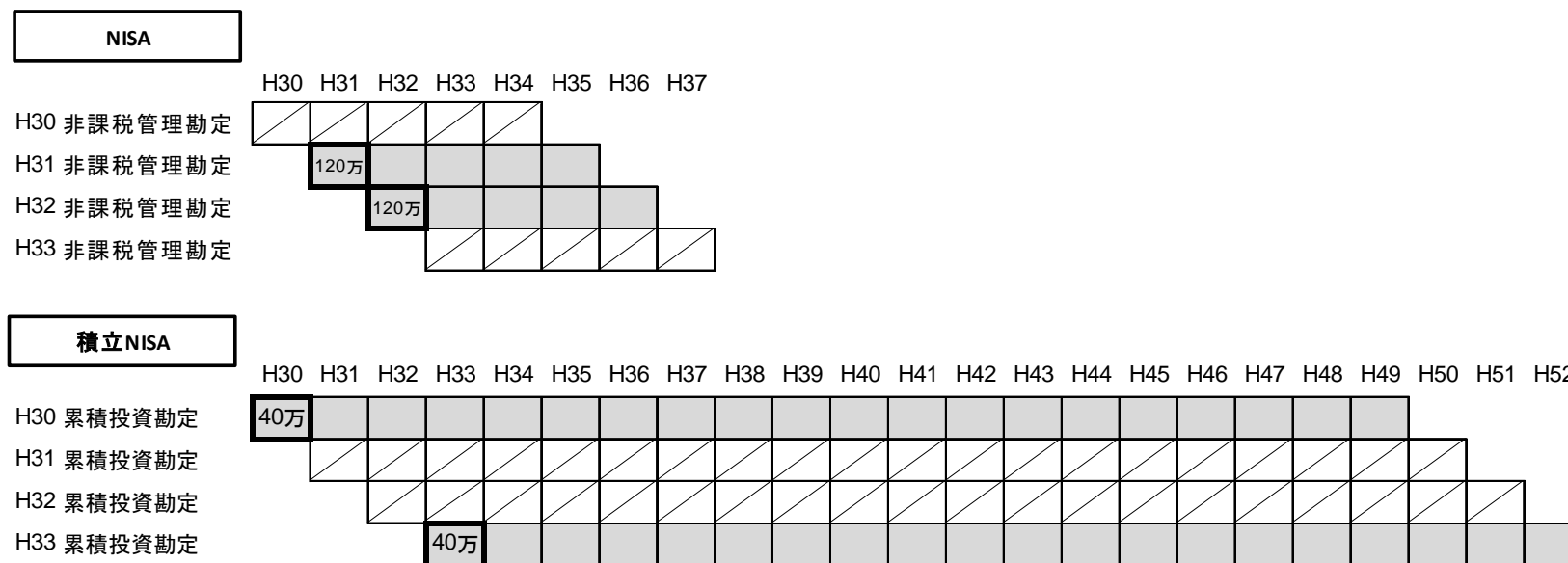
積立NISAは口座開設期間が平成49年までの20年間であるため、非課税期間終了時のロールオーバー(新たな年の非課税管理口座への移管)は想定されていないが、その対応は、今後のNISA制度全体の一本化の動きによることになる。

#### (7) NISAとの選択適用について

「NISA」と「積立NISA」は、1年ごとにいずれか一方を選択することになる。同一年に非課税口座内に「非課税管理勘定(NISA)」と「累積投資勘定(積立NISA)」の両方を設定することは認められないため、同一年にNISAと積立NISAの両方を適用することはできない。平成30年は積立NISA、平成31年はNISAというように暦年単位での選択は可能である(下図参照)。

<例>

- ・H30年は積立NISAを選択。
- ・H31年はNISAを選択。
- ・H32年はNISAを選択。
- ・H33年は積立NISAを選択。



### 3. 改正の内容

#### (8) NISA各制度の比較

項目	積立NISA	NISA	ジュニアNISA
対象者	20歳以上の居住者等	20歳以上の居住者等	20歳未満の居住者等
非課税年間投資上限額	40万円	120万円(平成26・27年分は100万円)	80万円
非課税期間	投資した年から最長20年間	投資した年から最長5年間 (ロールオーバー可能)	投資した年から最長5年間 (ロールオーバー可能) 平成36年以降も、口座開設者がその年の1月1日において20歳である年の前年の12月31日まで非課税保有を継続可能
口座開設期間	平成30年から平成49年	平成26年から平成35年	平成28年から平成35年
投資対象	一定の公募等株式投資信託	・上場株式 ・上場新株予約権付社債 ・公募株式投資信託 ・ETF、REIT など	同左
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資	制限なし	同左
口座の開設と勘定の設定	・非課税口座を開設  ・累積投資勘定を設定	・非課税口座を開設  ・非課税管理勘定を設定	・未成年者口座を開設  ・非課税管理勘定 ・継続管理勘定(平成36年以降) } を設定  ・課税口座を開設 (未成年者口座における上場株式等の売却金や配当金等を受入れ運用するための口座)

#### 4. 適用時期 平成30年1月1日から適用される。

## 5. 今後の方針

～与党平成29年度税制改正大綱より抜粋～

老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援する公平な制度の構築に向けた検討を行う中で、NISA全体に係る整理を行う。こうした方針に沿って、制度の簡素化や税制によって政策的に支援すべき対象の明確化の観点から、複数の制度が並立するNISAの仕組みについて、少額からの積立・分散投資に適した制度への一本化を検討する。